

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 法人契約の所得補償保険料の取扱い

Q：当社は、法人契約で所得補償保険に加入して保険料を負担したいと考えています。契約上、所得補償保険金はその使用人に支払われ、無事故返戻金は法人に支払われるのですが、この保険料の取扱いについて教えてください。

A：使用人、役員全員を被保険者としている場合には、福利厚生費として損金の額に算入できます。

### 【解説】

法人が、所得補償保険に加入して、その役員又は使用人に普遍的に付保している場合には、その支払った保険料は、保険期間の経過に応じて損金の額に算入されます。ただし、積立所得補償保険の場合には、積立保険料部分は資産に計上することになります。

一方、特定の役員又は使用人のみを被保険者として所得補償保険に加入した場合、その支払った保険料は、その特定の役員又は使用人に対する給与等とされます。

また、無事故返戻金を法人が受け取ったときは、その受け取ることが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入することになります。

なお、保険事故の発生により使用人が保険金を受け取った場合には、その保険金は「傷害に基因して支払いを受けるもの」として非課税になります。

